

## 公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 7 条第 1 項の規定による届出があったので、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 8 条の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

なお、当該商業施設の構想について、良好な商業環境の形成を図る見地から意見を有する者は、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、この公告の日から、縦覧の終了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までの間に、静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和 3 年 11 月 8 日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所  
株式会社ドリームプラザ  
代表取締役社長 大井 一郎  
静岡市清水区入船町 13 番 15 号
- 2 商業施設の位置  
静岡市清水区港町 1 丁目 7-15
- 3 商業施設の規模及び主な用途
  - (1) 商業施設の名称等 (仮称) パークアネックス
  - (2) 階数 4 階
  - (3) 建築面積 約 3,008 m<sup>2</sup>
  - (4) 延べ面積 約 8,449 m<sup>2</sup>
  - (5) 小売業の用に供する部分の面積 約 3,918 m<sup>2</sup>
  - (6) 主な用途 小売店舗、飲食店舗
  - (7) 主たる販売品目 衣料品、食品等

#### 4 届出書の縦覧の場所、期間及び時間

##### (1) 縦覧の場所

- ① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎））
- ② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町5番1号（葵区役所））
- ③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町10番40号（駿河区役所））

##### (2) 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和3年12月6日まで

##### (3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

#### 5 意見書の提出期限

令和3年12月13日